

那加三地区社会福祉協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、那加三地区社会福祉協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 定款第2条による事業のうち、地域に
適応した福祉活動を行ない、地域ぐるみで住みよいまちづくりに努力することを目的とす
る。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 社会福祉に関する調査、研究
- 2 地域に適応した社会福祉事業の計画と実施
- 3 社会福祉に関する広報、宣伝及び啓発
- 4 関係機関、団体との連帯、調整
- 5 地域内で各種団体が行う福祉活動の援助
- 6 地域内の生活課題を受け止め、解決に向けた取り組み
- 7 その他、本会の目的に必要な事業

第3章 組織

(組織)

第5条 本会は、次の住民代表によって構成する。

- ①自治会長
- ②民生・児童委員
- ③子供会育成協議会
- ④シニアクラブ代表
- ⑤障がい者相談員
- ⑥近隣ケアグループ南部・北部代表
- ⑦小・中学校校長
- ⑧小・中学校 PTA 会長
- ⑨社会福祉に熱意があり、会長が推薦した人

(会員)

第6条 本会の会員は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会の会員で、那加三自治連合会内に
居住または、事業を有するものとする。

第4章 役員・役員の選出及び役員の職務

(役員及び役員の選出)

第7条 本会には、次の役員を置く

1 顧問	若干名	自治会連合会と福祉事業の貢献者。
2 会長	1名	理事の中から選出する。
3 副会長	若干名	1名は自治会連合会で選出する。
4 理事	25名以内	自治会長、顧問、民生児童委員、構成団体の代表、各委員長、各委員、福祉推進員、会計、書記及び会長が推薦した人をもってあてる。
5 評議員	50名以内	自治会長、民生児童委員、構成団体の代表及び会長が推薦した人をもってあてる。
6 監事	2名	評議員の中から選出する。
7 福祉推進員	若干名	会長が推薦し、理事会において選出する。
8 会計	1名	理事の中から選出し、会長が委嘱する。
9 書記	1名	理事の中から選出し、会長が委嘱する。

(職務)

第8条 役員の職務は次の通りとする。

- 1 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長が執行する組織運営を補佐し、会長が事故有るときはその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を組織し会務を執行する。
- 5 企画委員は、常任理事会の方針に基づき、事業計画等細部について検討し作成する。
- 6 広報委員は、地区だよりの編集、発行及び広報活動を行う。
- 7 実行委員は、事業の推進、運営を図るとともに各種事業を実施する。
- 8 育成委員は、各種福祉団体の育成事業活動を推進する。
- 9 評議員は、住民を代表し、総会に参加するとともに、各種事業に参加する。
- 10 監事は、本会の会務並びに会計の執行状況を監査する。
- 11 福祉推進員は、会長が執行する業務運営を補佐し、事業活動を推進する。
- 12 会計は、本会の経理にあたる。
- 13 書記は、本会の事務にあたる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は次の通りとする。

- 1 役員の任期は、1年とする。ただし、福祉推進委員の任期は、2年とする。
- 2 役員の再任については、これを妨げない。
- 3 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 5 役職をもって役員になった者の任期は、在任期間とする。

第5章 会議

(会議)

第10条 本会の会議は、常任理事会、理事会、および定例会議とする。

- 1 常任理事会は、必要に応じ随時開催する。
- 2 理事会は、必要に応じ随時開催する。
- 3 定期総会は、毎年度期首に開催する。

- 4 会議は、会長が招集する。
- 5 会議の議事は、出席の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任理事会)

第11条 本会は、会長、副会長、会計、書記、各委員長、会長が必要と認めた人をもって構成し、

会長を議長とする。

- 2 会は、会長が必要とみとめたとき、会長が招集する。
- 3 会は、総会の方針に基づく事項を執行する外、緊急を要する会の運営について処理するものとする。
- 4 前項の業務の実行にあたり、必要に応じ委員会に委任することが出来る。
- 5 委員会は、委員長を選出し常任理事会の方針に基づく細部事項を検討し、その結果について会長に報告し、常任理事会において決定する。
- 6 委員会には、必要に応じ、理事の出席を求めることが出来る。

(理事会)

第12条 本会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置き、会長をもってこれにあたる。
- 3 理事会は次の事項を審議する。
 - ① 事業の活動方針並びに重点目標の設定。
 - ② 事業の計画並びに予算の立案。
 - ③ 事業の運営、推進状況に関すること。
 - ④ 事業報告書、決算報告書の作成、審議等。
 - ⑤ 地区だよりの編集、発行並びに広報に関すること。
 - ⑥ 総会に付議すること。
 - ⑦ その他、会長が付議した事項。

(総会)

第13条 本会は、理事及び評議員の合同会議をもって総会とする。

- 2 総会に議長を置き、会長をもってこれにあてる。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - ① 本会の方針に関する事項。
 - ② 事業計画並びに収支予算計画。
 - ③ 事業報告並びに収支決算報告。
 - ④ 諸規定の制定及び改廃。
 - ⑤ その他、会長が必要と認めた事項。

第6章 会計

(会計)

第14条 本会に会計を置く。会計は本会の出納事務その他の会計事務を掌る。

(経費)

第15条 本会の経費は、次に掲げる収入をもってあてる。

- ① 社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会からの地区交付金
- ② メニュー事業による助成金

- ③地区運営助成金
- ④寄付及びその他の収入
- ⑤事業の進歩状況により過大な余剰金が発生した場合、理事会の承認を得て災害対策積立金に充当する。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(会計監査)

第17条 会計の決算は、監査を経たうえ、総会の承認を得るものとする。

第7章 慶弔

(記念品)

第18条 本会の発展のため、長年にわたり功労のあった者が退任される場合には次により記念品を贈呈する。

- 1 在任期間：10年以上20年未満には、5,000円相当品。
- 2 在任期間：20年以上の者には、10,000円相当品。

(弔慰)

第19条 弔慰については、次の通りとする。

- 1 本会の役員が死亡した場合には、10,000円の弔慰金を贈る。
- 2 本会の役員が死亡した場合には世情に合わせ一对の供花を贈る

(会則の変更)

第20条 この会則は、総会の議決を得て改正することが出来る。

(委任)

第21条 この会則に定めるもの外、本会の運営に関する必要事項は会長が定める。

この会則は 平成 8年4月 1日から施行する

<改正履歴>

平成10年4月23日	一部改正
平成18年4月27日	一部改正
平成23年4月22日	一部改正
平成25年4月 1日	一部改正
平成26年4月 1日	一部改正
平成27年4月 1日	一部改正
令和 4年4月 1日	一部改正
令和 5年4月 1日	一部改正